

可児市前金払取扱要綱

平成3年4月1日

訓令甲第9号

(目的)

第1条 この訓令は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)附則第7条に規定する公共工事(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号。以下「法」という。))第2条第1項に規定する公共工事(以下「工事等」という。)をいう。)の前払金の取扱について必要な事項を定めることを目的とする。

(前払金の支払基準等)

第2条 前払ができる経費の範囲及び前払金の割合は、別表に定めるとおりとする。ただし、歳計現金その他の状況により、市長が特に必要があると認めるときは、前払金の割合及び限度額を変更することができる。

2 前払金の支払額は、別表に定める経費の区分に応じ、当該経費に係る請負金額に回表に定める割合(以下「別表割合」という。))に乗じて得た額以内とする。

3 次の各号に掲げる要件を全て満たす工事等については、前項により支払った前払金に追加して前払(以下「中間前払」という。))ができる。ただし、その額は、当該工事等の請負金額に対して10分の2以内とし、前払金との合計額が請負金額の10分の6以内とする。

(1) 工事等の履行期間の2分の1を経過していること。

(2) 工事等の履行期間の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事等に係る作業が行われていること。

(3) 既に支払われた当該工事等に係る作業に要する経費が請負代金の2分の1以上の額に相当するものであること。

4 前払金の額又は中間前払の額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた後の額を支払額とする。

(前払金の請求等)

第3条 前払金を受けようとする者は、請負契約締結後速やかに法第2条第4項に規定する保証事業会社と前払金の保証に関する契約を締結し、前払金請求書(別記様式第1号)に保証証書を添えて市長に請求するものとする。

2 中間前金払を受けようとする者は、請求に先立ち中間前金払認定請求書(別記様式第2号)により、前条第3項各号に掲げる要件を全て満たしていることの認定を請求するものとする。

3 前項の請求があったときは、直ちに調査を行い、要件を満たしていると判断した場合は、その結果を中間前金払認定調書(別記様式第3号)により当該認定を請求した者に通知するものとする。

(工事等の内容変更に伴う前払金の増減)

第4条 工事等の内容変更その他の理由により請負金額を増額した場合において、増額後の請負金額に対する支払済みの前払金額の割合が、別表割合から10分の1を減じて得た割合に満たないときは、当該増額後の請負金額に別表割合を乗じて得た額から、支払済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内の額について前金払をすることができる。

2 工事等の内容変更その他の理由により請負金額を減額した場合において、支払済みの前払金額が減額後の請負金額に別表割合を乗じて得た額を超えるときは、その超過額を返還させることができる。

(前払金の返還等)

第5条 前条第2項の規定による前払金の返還の期限は、請負金額を減額した日から20日以内とする。ただし、当該期間内に部分払をするときは、その支払額のうちから同項に規定する超過額を控除するものとする。

2 前金払を受けた者が、別表に定める経費の範囲以外の経費に前払金を充当したときは、当該違反を知った日から20日以内に前払金(部分払をしているときは、前払金額から次条の規定により控除した額を差し引いた額)の返還を請求することができる。

3 契約を解除した場合において、当該契約に履行部分があるときは、履行部分に対する請負金額と前払金額を差引清算し、前払金に残額があるときは、契約解除の通知をした日から20日以内にその残額を返還させるものとする。

- 4 [前各項](#)に規定する期間内に前払金が返還されないときは、当該期限の翌日から返還される日までの日数に応じ、当該未返還の前払金の額に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を遅延利息として徴収することができる。

(前金払をした場合の部分払の額)

第6条 [この訓令](#)の規定による前金払をしたときにおける部分払は、当該部分払の出来形の割合に前払金額を乗じて得た額を、部分払しようとする額から控除した額を限度とする。

- 2 中間前金払が行われた工事等については、原則として部分払はできないものとする。ただし、[次の各号](#)に掲げる場合は部分払いができるものとし、その額は、[可見市契約規則](#)(昭和39年可見町規則第6号)第43条に規定する部分払の限度額から、当該部分払に係る出来形の割合に前払金の額を乗じて得た額及び中間前金払の額を控除した額を限度とする。

(1) 債務負担行為に基づく契約の既済部分払については、その各会計年度(最終年度に係るものを除く。)における出来高予定額に対応する工事等の既済部分の額が当該予定額の9分の10を超えた場合(可分の工事等にあつては、当該予定額に達した場合)

(2) 中間前金払が行われた工事等が、請負金額の3分の2以上に相当する工事等出来高がある場合において、市の都合又は天候の不良等請負人の責めに帰することができない事由その他正当な事由により、当該工事等が年度内に完成することができず繰越しが予想される場合

(債務負担行為に基づく契約に係る前払金の取扱い)

第7条 債務負担行為に基づく契約の前払金については、[前各条](#)及び[別表](#)の規定中「請負金額」とあるのは「各会計年度における出来高予定額」と読み替えてこれらの規定を準用する。ただし、年度末において契約を締結する場合における契約年度の前払金については、その年度の予算額の範囲内で支払いができる場合に限り、[前各条](#)及び[別表](#)の規定中「請負金額」とあるのは「契約年度及び翌年度における出来高予定額」と読み替えてこれらの規定を準用する。

付 則

[この訓令](#)は、平成3年4月1日から施行する。

付 則(平成 5 年訓令甲第 14 号)

- 1 この訓令は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の可児市前金払取扱要綱の規定は、この訓令の施行の日以後に契約を締結する公共工事について適用する。

付 則(平成 11 年訓令甲第 8 号)

- 1 この訓令は、平成 11 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 改正後の可児市前金払取扱要綱の規定は、この訓令の施行日以後に契約を締結する工事等について適用し、施行日前に契約を締結した工事等については、なお従前の例による。

付 則(平成 16 年訓令甲第 56 号)

この訓令は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年訓令甲第 2 号)

- 1 この訓令は、平成 19 年 1 月 10 日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 改正後の可児市前金払取扱要綱の規定は、この訓令の施行日以後に契約を締結する工事等について適用し、施行日前に契約を締結した工事等については、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年訓令甲第 4 号)

- 1 この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この訓令による改正後の規定は、施行日以後に契約を締結する工事等について適用し、施行日前に契約を締結した工事等については、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年訓令甲第 3 号)

- 1 この訓令は、平成 21 年 2 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この訓令による改正後の別表の規定は、施行日以後に契約を締結する工事等について適用し、施行日前に契約を締結した工事等については、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年訓令甲第 13 号)

- 1 この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 改正後の可児市前金払取扱要綱の規定は、施行日以後に契約を締結する工事等について適用し、施行日前に契約を締結した工事等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 改正後の可児市前金払取扱要綱の規定は、施行日以後に契約を締結する工事等について適用し、施行日前に契約を締結した工事等については、なお従前の例による。

別表(第 2 条関係)

経費の区分	前払金の割合
(工事)	
1 件の請負金額が 200 万円以上の土木建築に関する工事(土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。)において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費	請負金額の 10 分の 4 以内。ただし、前金払をした後において請負金額を減額した場合は、当該前払金を超えない範囲内において減額後の請負金額の 10 分の 5 以内とする。
(設計業務等委託)	
1 件の請負金額が 200 万円以上の土木建築に関する工事の設計、調査又は測量において、当該業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費(当該業務において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費	請負金額の 10 分の 3 以内。ただし、前金払をした後において請負金額を減額した場合は、当該前払金を超えない範囲内において減額後の請負金額の 10 分の 4 以内とする。

様式 略